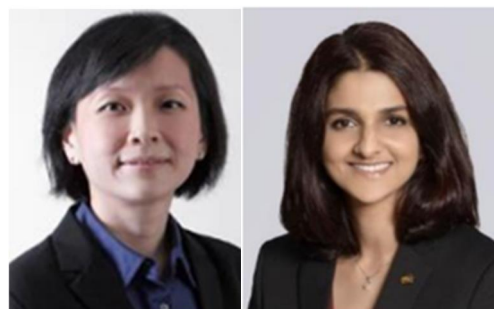


# シンガポールにおける 知的財産法改正について



Drew & Napier LLC, Intellectual Property

Yvonne Tang  
(Director  
弁護士)

Jaswin Kaur  
Khosa  
(Associate  
Director 弁護士)

Yvonne は、知的財産 (IP) 業務のあらゆる側面で積極的に活動している。彼女は知的財産問題で 20 年以上の経験があり、法的なキャリア全体を知的財産分野に捧げてきた。彼女のクライアントには、多国籍企業や地元企業が含まれる。

Jaswin はシンガポールの資格を持った弁護士であり、その実務は知的財産 (IP) 業務のあらゆる側面に及んでいる。

## 【概要】

シンガポールの 2022 年改正知的財産法が施行され、これにより知的財産関連規則が改正された。本稿では、規則改正に伴う特許、商標、意匠、植物品種、地理的表示のプロセスの変更について解説する。

## 【詳細】

### 1. はじめに

2022 年改正知的財産法<sup>1</sup>は、2022 年 1 月 12 日に議会を通過し、2022 年 2 月 8 日に大統領によって承認され、2022 年 5 月 26 日に施行された。

これに伴い、以下の以下の知的財産関連規則が改正された。

- (a) 特許規則 (Patents (Amendment No. 2) Rules 2022)
- (b) 特許代理人規則 (Patents (Patent Agents) (Amendment) Rules 2022)
- (c) 植物品種保護規則 (Plant Varieties Protection (Amendment No. 2) Rules

<sup>1</sup> Intellectual Property (Amendment) Act 2022 <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/7-2022/Published/20220228?DocDate=20220228&ProvlDs=al-#al->

2022)

(d) 意匠規則 (Registered Designs (Amendment No. 2) Rules 2022)

(e) 商標規則 (Trade Marks (Amendment No. 2) Rules 2022)

(f) 商標 (国際登録) 規則 (Trade Marks (International Registration) (Amendment) Rules 2022)

(g) 地理的表示規則 (Geographical Indications (Amendment No. 2) Rules 2022)

シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、プロセスの変更を詳述した通達 2022 年第 1 号 (Circular No.1 of 2022) を発行し、特許、商標、意匠、植物品種、知財全般、様式の統合についての変更内容を提示したので、その主なプロセスの変更について、以下に解説する。

## 2. 特許プロセスの主な変更点

特許規則 (Patents (Amendment No. 2) Rules 2022) は次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S399-2022/Published/20220523?DocDate=20220523#pr25->

特許に関する主要なプロセスの変更点は以下のとおりである。

(a) 英訳による国際出願の公開の様式および付随する手数料を削除 (特許規則 86(7)削除)

国際出願が英語以外の言語で提出および公開される場合において、出願人は様式 38 を提出する必要がなくなり、したがって、英語の翻訳文を公開するために対応する手数料を支払う必要がなくなる。

(b) 要約に添付する図の数を 2 つまでに制限 (特許規則 22(6)修正)

特許明細書に図面が含まれる場合、最大2つの図を提供できる。これにより、出願人は、発明をよく特徴付ける図を選択することとなり、その結果、より良い公開情報検索を行うことができる。

(c) 所定の状況における所定の書類の提出義務の削除（特許規則 26(4A)追加）

たとえば、特許出願が先の出願を参照する場合、先の出願に関する書類が以前に提出されていた場合、先の出願と対応する書類の複写の提出は不要となる。

(d) 配列リスト（配列表）の提出に関する新たな要件の導入（特許規則 19A 追加）

特許出願が配列を開示する場合、特許出願の明細書には、配列リスト（生物医学的発明におけるヌクレオチドおよび/またはアミノ酸配列など）を含める必要がある。WIPO 標準で要求される配列リストの提出が必要となる。

(e) 実体審査中の軽微な修正のために導入された新しいプロセス（特許規則 46AA 追加）

既存のプロセスは、審査官が最初のまたは追加の書面による補正指令（written opinion）を発行することである。しかし、改正により、審査官が、軽微な補正によって特許が付与される可能性があると考えられる場合、審査官は、補正の勧誘通知（notice of invitation）を発行することができる。

(f) 出願が単一の発明概念の一部ではない2つ以上の発明に関連していると思われる（単一性の要件を満たさない）場合の最初の発明への審査の制限（特許規則 45(1A)追加）

このような場合、審査報告書では、審査が最初に特定された発明に限定されたことが出願人に通知される。

(g) 所有者の詳細を訂正または修正するためのプロセスの導入（特許規則 58A 追加）

以前は、このような誤り（たとえば、所有者の名前の誤植）を修正する唯一の方法は、「名前の変更」の届を提出することであったが、厳密に言えば、所有者は名前の変更を行っていないのに、変更届を提出することとなっていた。新しいフォーム CM4 は、申請者の詳細の訂正および／または修正の要求に適用される。

### 3. 植物品種保護プロセスの主な変更点

植物品種保護規則（Plant Varieties Protection (Amendment No. 2) Rules 2022）は次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S401-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

植物品種保護に関する主要なプロセスの変更点は以下のとおりである。

(a) 要求された情報の提出期間を延長する裁量権を登録官/審査官に与える（2022年改正知的財産法第 22 条(c)による植物品種保護法第 17 条(5)追加）

(b) 保護付与日の応当日から 6 か月とする年金延滞金制度の導入（植物品種保護規則 47(3)追加）

### 4. 意匠プロセスの主な変更点

意匠規則（Registered Designs (Amendment No. 2) Rules 2022）は次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S402-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

意匠に関する主要なプロセスの変更点は以下のとおりである。

(a) 組物の意匠と非物理的意匠<sup>2</sup>に関するプロセスの明確化（2022年改正知的財産法第35条、第38条による意匠法第66条、第74条改正）

従来の意匠法による物品の定義では、組物の意匠と非物理的意匠が保護対象とはされていなかった。

(b) 免責事項の提出のための実務の更新（意匠規則14A追加）

所有者は、登録された意匠によって付与された特定の特徴に関する権利を自発的に放棄することができるようになった。

(c) 失効した権利の回復期間の6か月から2か月への短縮（意匠規則25(2)(a)修正）

(d) 所有者の詳細を訂正または修正するためのプロセスの導入（意匠規則24A追加）

前記2.(g)と同様である。

(e) 優先権番号提出の義務化（意匠規則19(2AA)追加）

以前は、優先権主張出願の出願番号は要求されていなかったが、改正により、提出が必須となる。

(f) 出願・申請様式以外の様式に対する期限後救済措置の廃止（意匠規則37(6)、(7)追記）

出願・申請様式以外の一般的な様式としては、ライセンスや担保権の登録・変更・抹消申請、所有権移転登記申請などがある。これらの様式に関しては、期限をより厳格に適用することとなり、これらの様式による手続に不備があり、登録官／審査

<sup>2</sup> 非物理的製品の意匠保護に関するガイドライン

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/design/guidelines-and-useful-information/registered-designs---guidelines-for-non-physical-products.pdf>

官が与えた不備を改善するための期限に間に合わなかった場合、その手続は破棄され、新たな手数料で新たな手続の提出が求められる。

## 5. 商標プロセスの主な変更点

商標規則 (Trade Marks (Amendment No. 2) Rules 2022) は次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S403-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

また、商標 (国際登録) 規則 (Trade Marks (International Registration) (Amendment) Rules 2022) は次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S404-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

商標に関連する主要なプロセス変更の概要は以下のとおりである。

(a) 登録機関による異議申立後の国内商標出願の部分的受理のための新しい仕組み (商標規則 24(2)修正)

従来は、国内出願に対して登録機関/審査官から異議が出された場合 (例えば、単一の指定商品に対する異議であっても)、応答がない場合には、出願全体が取下げられたものとして扱われていた。現在は、異議申立のあった商品/サービスのみが取下げられたものとして扱われ、残りの出願は続行が許可される。

(b) 失効した権利の回復期間の6か月から2か月への短縮 (商標規則 77AA 追加)

(c) 所有者の詳細を訂正または修正するためのプロセスの導入 (商標規則 57 修正)  
前記 2.(g)と同様である。

(d) 優先権番号提出の義務化（商標規則 18(2A)追加）

前記 4.(e)と同様である。

(e) 出願・申請様式以外の様式に対する期限後救済措置の廃止（商標規則 55(6)追記）

前記 4.(f)と同様である。

## 6. 地理的表示プロセスの主な変更点

地理的表示規則（Geographical Indications (Amendment No. 2) Rules2022）は以下のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S398-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

地理的表示に関連する主要なプロセス変更の概要は以下のとおりである。

(a) 所有者の詳細を訂正または修正するためのプロセスの導入（地理的表記時規則 18 修正）

前記 2.(g)と同様である。

### 【ソース】

・ 通達 No.1/2022（Circular No. 1 of 2022）

[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/\(2022\)-circular-no-1.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2022)-circular-no-1.pdf)

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）